

この書面をよくお読みください

契約締結前の書面

(この書面は、金融商品取引法第 37 条の 3 の規定により、契約締結前にお客様にお渡しする書面です。)

商 号 株式会社生活設計塾クルー

住 所 〒164-0011 東京都中野区中央 4-1-2 K I ビル 10F
TEL 03-5342-6250 FAX 03-3383-6030

金融商品取引業者 当社は投資助言業を行う金融商品取引業者であり、登録番号は次のとおりです。

登録番号 関東財務局長（金商） 第 2 1 6 1 号

○ 投資助言契約の概要

- ① 投資助言契約は、有価証券等の価値等の分析に基づく投資判断をお客様に助言する契約です。
- ② 当社の助言に基づいて、お客様が投資を行った成果は、すべてお客様に帰属します。当社の助言は、お客様を拘束するものではなく、有価証券等の売買を強制するものではありません。売買の結果、お客様に損害が発生することであっても、当社はこれを賠償する責任は負いません。

○ 報酬等について

1. 投資助言契約による報酬等

国内外の株式、債券、投資信託等の有価証券の価値の分析、又はこれらの価値の分析に基づく投資判断に関し助言を行い、次項の区分に基づいて助言報酬をいただきます。

2. 助言の内容及び方法、並びにその回数

(1) クルー・レポート会員

- 1) 金融商品、生命保険、損害保険、社会保険、ローン、ライフプラン情報、金融経済情勢など幅広い分野をカバーし、客観的かつ現況に最適な分析を「クルー・レポート」として提供します。
- 2) クルー・レポートの発行は 1 ヶ月に 4 回（第 1 土曜日、第 2 土曜日、第 3 土曜日、第 4 土曜日）とし、A 4 サイズ 2 枚の F A X 情報として提供します。
- 3) 会費（購読料）は月払いの場合は月額 1575 円（消費税込み）とし、指定の銀行口

座から当月分を毎月 27 日（銀行休業日の場合は翌営業日）に口座振替で自動引き落としします。

なお退会（購読停止）の申し出がない限り、翌月以降も自動的に会員として継続されるものとします。

- 4) 会費（購読料）を年払いにする場合は年額 1 万 7325 円（消費税込み）とし、指定の銀行口座からサービススタート月の 27 日（銀行休業日の場合は翌営業日）に口座振替で自動引き落としします。ただし年払いの場合に限って、当社から請求書を発行の上、銀行振込で支払うことも可能です。この場合の振込手数料は会員の負担とします。

なお退会（購読停止）の申し出がない限り、翌年以降も自動的に会員として継続されるものとします。

- 5) 途中退会した場合でも、会費の返金には応じません。

（2）クルー会員

1) 提供するサービス

①電話による相談

電話で回答できる相談については、電話による相談に応じます（月 1 回以上随時）。

②クルー・レポートの提供

上記（1）クルー・レポート会員向けの「クルー・レポート」を 1 ヶ月に 4 回（第 1 土曜日、第 2 土曜日、第 3 土曜日、第 4 土曜日）、A 4 サイズ 2 枚の F A X 情報として提供します。

③ 2 ヶ月に 1 回、会員向け勉強会を開催

金融商品、生命保険、損害保険、社会保険、ローン、ライフプラン情報、金融経済情勢などをテーマとした会員向け勉強会を 2 ヶ月に 1 回開催します。

④生活設計塾クルー主催の「クルー・セミナー」へ招待

生活設計塾クルーが主催し原則として毎月開催している一般向けセミナー「クルー・セミナー」へ招待します。

2) 会費

- ①会費は月払いの場合は月額 2625 円（消費税込み）とし、指定の銀行口座から当月分を毎月 27 日（銀行休業日の場合は翌営業日）に口座振替で自動引き落としします。

なお退会の申し出がない限り、翌月以降も自動的に会員として継続されるものとします。

- ②会費を年払いにする場合は年額 3 万 450 円（消費税込み）とし、指定の銀行口座からサービススタート月の 27 日（銀行休業日の場合は翌営業日）に口座振替で自動引き落としします。

なお退会の申し出がない限り、翌年以降も自動的に会員として継続されるものとします。

- ③途中退会した場合でも、会費の返金には応じません。

（3）クルー会員以外の一般向けコンサルティング・サービス

1) 面談によるコンサルティング

1～2時間程度の面談によって、現状資産の分析とアドバイスを行います。
料金は1回につき2万1000円（消費税込み）とし、面談ごとに現金で支払うものとします。

2) 書面によるプラン

上記1)の面談を行った上で、顧客が提案書・レポートの作成を希望する場合に提供するサービスです。作成した提案書・レポートをもとに、別途面談にてコンサルティングを行います。

資産運用のプランニングである「資産運用 提案書」の料金は5万2500円（消費税込み）、個別商品についての分析レポートである「投資商品個別分析レポート」は1商品につき5250円（消費税込み）とし、提案書・レポートを渡すときに現金で支払うものとします。

また提案書・レポートを渡すときの面談料は1万5750円（消費税込み）とし、面談時に現金で支払うものとします。

3) 顧客が資産運用に関する相談と合わせて、他の相談（保障設計、住宅資金設計など）も希望した場合の料金は別途見積もるものとします。

(4) クルー会員向けコンサルティング・サービス

1) 面談によるコンサルティング

1～2時間程度の面談によって、現状資産の分析とアドバイスを行います。

初回の面談料は1万5750円（消費税込み）、2回目以降の追加の面談料は1万500円（消費税込み）とし、面談ごとに現金で支払うものとします。

2) 書面によるプラン

上記1)の面談を行った上で、クルー会員が提案書・レポートの作成を希望する場合に提供するサービスです。作成した提案書・レポートをもとに、別途面談にてコンサルティングを行います。

資産運用のプランニングである「資産運用 提案書」の料金は5万2500円（消費税込み）、個別商品についての分析レポートである「投資商品個別分析レポート」は1商品につき5250円（消費税込み）とし、提案書・レポートを渡すときに現金で支払うものとします。

また提案書・レポートを渡すときの面談料は1万500円（消費税込み）とし、面談時に現金で支払うものとします。

3) クルー会員が資産運用に関する相談と合わせて、他の相談（保障設計、住宅資金設計など）も希望した場合の料金は別途見積もるものとします。

○ 有価証券等に係るリスク

投資助言契約により助言する有価証券等についてのリスクは、次のとおりです。

1. 株式

株価変動リスク…株価の変動により、投資元本を割り込むことがあります。また、株式発行者の経営・財務状況の変化及びそれらに関する外部評価の変化等により、投資元本を割り込んだり、その全額を失うこと

があります。

株式発行者の信用リスク…市場環境の変化、株式発行者の経営・財務状況の変化及びそれらに関する外部評価の変化等により売買に支障を来し、換金できないリスクがあります（流動性リスク）。この結果、投資元本を割り込むことがあります。

2. 債券

価格変動リスク…債券の価格は、金利の変動等により上下しますので、投資元本を割り込むことがあります。また、債券発行者の経営・財務状況の変化及びそれらに関する外部評価の変化等により、投資元本を割り込んだり、その全額を失うことがあります。一方、債券によっては、期限前に償還されることがあり、これによって投資元本を割り込むことがあります。

債券発行者の信用リスク…市場環境の変化、債券発行者の経営・財務状況の変化及びそれらに関する外部評価の変化等により売買に支障を来し、換金できないリスクがあります（流動性リスク）。この結果、投資元本を割り込むことがあります。

3. 外国有価証券

価格変動リスク…外国有価証券の価格の変動により、投資元本を割り込むことがあります。また、外国有価証券発行者の経営・財務状況の変化及びそれらに関する外部評価の変化等により、投資元本を割り込んだり、その全額を失うことがあります。

外国有価証券発行者の信用リスク…市場環境の変化、外国有価証券発行者の経営・財務状況の変化及びそれらに関する外部評価の変化等により売買に支障を来し、換金できないリスクがあります（流動性リスク）。この結果、投資元本を割り込むことがあります。

為替リスク……外国有価証券は、外国通貨での投資となるため、外国為替相場の変動により、投資元本を割り込むことがあります。

○ クーリング・オフの適用

この投資助言契約は、クーリング・オフの対象になります。具体的な取り扱いは、次のとおりです。

(1) クーリング・オフ期間内の契約の解除

- 1) お客様は、契約締結時の書面を受領した日から起算して10日を経過するまでの間、書面による意思表示で投資助言契約の解除を行うことができます。
- 2) 契約の解除日は、お客様がその書面を発した日となります。
- 3) 契約の解除に伴う報酬の精算は、次のとおりとなっています。
 - ・ 投資助言契約に基づく助言を行っていない場合：投資助言契約締結のために通常要する費用（封筒代・通信費等）相当額をいただきます。

- ・ 投資助言契約に基づく助言を行っている場合：日割り計算した報酬額（契約期間に対応する報酬額÷契約期間の総日数×契約締結時の書面を受け取った日から解除日までの日数。ただし、社会通念上妥当であると認められる分のみ）をいただきます。この場合、契約期間に対応する報酬額を契約期間の総日数で除した金額について生じた1円未満の端数は切り捨てます。報酬の前払いがあるときは、これらの金額を差し引いた残額をお返しいたします。契約解除に伴う損害賠償、違約金はいただきません。

（2）クーリング・オフ期間経過後の契約の解除

- 1) クーリング・オフ期間経過後は、契約を解除しようとする日の1か月前までの書面等による意思表示で契約を解除できます。尚、契約解除の場合は、特別の事由がある場合を除き、すでに支払われた会費については返金いたしません。

○ 租税の概要

お客様が有価証券等を売買される際には、売買された有価証券等の税制が適用され、たとえば、株式売買益に対する課税、有価証券等から得る配当、利子等への課税が生じます。

○ 投資助言契約の終了の事由

投資助言契約は、次の事由により終了します。

1. 契約期間の終了（契約を更新する場合を除きます）。
2. クーリング・オフまたはクーリング・オフ期間契約後において、お客様からの書面による契約の解除の申し出があったとき。
（詳しくは上記クーリング・オフの適用をご参照下さい）。
3. 当社が、投資助言業を廃業したとき。

○ 苦情処理措置および紛争解決措置について

お客様はいつでも当社が提供したサービスについて苦情等を申し出ることができます。

1. 苦情等の申し出先

お客様は電話、FAX、電子メール、郵便、口頭、いずれの手段でも苦情等を申し出ることができます。申し出先は次のとおりです。

電話 03-5342-6250

FAX 03-3383-6030

電子メール fp-clue@coral.ocn.ne.jp

郵便 〒164-0011 東京都中野区中央4-1-2 KIビル10F

2. 苦情等への対処手続き

- （1）苦情等のお申し出を受け付けた後、お申し出を受理した旨、および今後の対処手続

き等についての通知（書面）を送付します。

- (2) 速やかに取締役会を開催し、当社としての対処方針を決定するとともに、取締役の中から苦情処理措置の責任者を決定します。
- (3) 苦情処理措置の責任者は、お客様から事情を十分にヒアリングし、可能な限りお客様の理解と納得を得て解決することを目指すものとします。
- (4) 苦情処理措置の責任者は、お客様に対し、対処手続きの進捗状況について適時適切に説明します。
- (5) 当社とお客様との話し合いで解決をみない場合は、東京弁護士会紛争解決センター、第一東京弁護士会仲裁センター、第二東京弁護士会仲裁センターのいずれかを紛争解決措置として利用するものとします。

3. 紛争解決措置

- (1) 当社は、金融商品取引法第 37 条の 7 第 1 項第 3 号ロに基づく紛争解決措置として、東京弁護士会紛争解決センター、第一東京弁護士会仲裁センター、第二東京弁護士会仲裁センター（以下、「センター」という）を利用するものとします。
- (2) お客様及び当社は、センターのいずれかに、紛争解決のためのあっせん・仲裁の申し立てをすることができます。
- (3) 東京弁護士会、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会（以下、「三弁護士会」という）があっせん・仲裁手続きを開始した場合は、当社はあっせん・仲裁期日に出席するものとします。
- (4) 三弁護士会から当社に対し、あっせん・仲裁に必要な資料の提出を求められた場合には、提出を拒む正当な理由のない限り、資料を提出するものとします。
- (5) 三弁護士会から和解案の受諾の勧告がなされた場合は、当社はこれを受諾するように努めるものとします。
- (6) 三弁護士会から特別調停案の提示があった場合は、当社はこれを受諾する義務を負っています。
- (7) 三弁護士会が定める申立手数料に相当する額及び期日手数料のうち顧客負担部分に相当する額は当社が負担するものとします。ただし、お客様が申立手数料及び期日手数料を負担する意思を表示した場合は除きます。

4. センターの連絡先

各センターの連絡先は次のとおりです。

東京弁護士会紛争解決センター

（電話）03-3581-0031

（住所）〒100-0013 東京都千代田区霞が関 1-1-3

（受付時間）9:30~12:00 13:00~15:00 月~金（祝祭日・年末年始を除く）

第一東京弁護士会仲裁センター

（電話）03-3595-8588

（住所）〒100-0013 東京都千代田区霞が関 1-1-3

（受付時間）10:00~12:00 13:00~16:00 月~金（祝祭日・年末年始を除く）

第二東京弁護士会仲裁センター

（電話）03-3581-2249

(住所) 〒100-0013 東京都千代田区霞が関1-1-3

(受付時間) 9:30~12:00 13:00~17:00 月~金 (祝祭日・年末年始を除く)

○ 禁止事項

当社は、当社が行う投資助言業務に関して、次のことが法律で禁止されています。

1. 顧客を相手方として又は顧客のために以下の行為を行うこと。
 - 1) 有価証券の売買、市場デリバティブ取引又は外国市場デリバティブ取引。
 - 2) 有価証券の売買、市場デリバティブ取引又は外国市場デリバティブ取引の媒介、取り次ぎ又は代理。
 - 3) 次に記載する取引の委託の媒介、取り次ぎ又は代理。
 - ① 取引所金融商品市場における有価証券の売買又は市場デリバティブ取引。
 - ② 外国金融市場における有価証券の売買又は外国市場デリバティブ取引。
 - 4) 店頭デリバティブ取引又はその媒介、取り次ぎ又は代理。
2. 当社及び当社と密接な関係にある者が、いかなる名目によるかを問わず、顧客から金銭、有価証券の預託を受け、又は当社及び当社と密接な関係にある者に顧客の金銭、有価証券を預託させること。
3. 顧客への金銭、有価証券の貸付け、又は顧客への第三者による金銭、有価証券の貸付けの媒介、取り次ぎ又は代理を行うこと。

会社の概要

1. 資本金額 640万円
2. 役員の氏名

代表取締役	目黒 政明	取締役	亀井 幸一郎
取締役	内藤 眞弓	取締役	浅田 里花 (濱田 里花)
取締役	深田 晶恵	取締役	清水 香
3. 主要株主 浅田 里花 (濱田 里花)、深田 晶恵、清水 香、野田 眞、
亀井 幸一郎、内藤 眞弓、目黒 政明
4. 分析者・投資判断者 亀井 幸一郎、内藤 眞弓、目黒 政明、
浅田 里花 (濱田 里花)、深田 晶恵、清水 香
5. 助言者 亀井 幸一郎、内藤 眞弓、目黒 政明、
浅田 里花 (濱田 里花)、深田 晶恵、清水 香
6. 当社への連絡方法
以下の電話番号にご連絡下さい。
電話番号 03-5342-6250

7. 当社が加入している金融商品取引業協会
当社は金融商品取引業協会へは所属しておりません
8. 顧客及び公衆の縦覧に供すべき次項
当社の登録簿については、関東財務局で自由にご覧になれます。
9. 当社が行う業務
当社は、投資助言業のほかに、ファイナンシャル・プランニング業務を行っています。